令和 8 年 10 月 1 日宣告　裁判所書記官

令和 7 年（わ）第 404 号、第 452 号　死体遺棄被告事件

判　　決

主　　文

被告人を懲役 2 年に処する。

未決勾留日数中 250 日をその刑に算入する。

理　　由

（罪となるべき事実）

被告人は、Ａと共謀の上、

第１　（第１事件）　令和 6 年 12 月 15 日午前 1 時 31 分頃から午前 4 時 17 分頃までの間、Ｂ（当時 33 歳）の死体を自動車（トヨタアルファード）に積載した状態で、岐阜県安八郡 a 町 b c 番地 d Ｃ店駐車場から同県揖斐郡 e 町 f　g 番地から南西方約 2.4 km 先付近路上まで運搬した上、同所において、同死体を同車から降ろして同所付近の山林斜面に投棄し、

第２　（第２事件）　令和 7 年 8 月 7 日午前 0 時 30 分頃から午前 2 時 27 分頃までの間、Ｄ（当時 53 歳）の死体を自動車（日産モコ）に積載した状態で、岐阜市 h i 丁目 j 番地 k Ａ及び被告人方車庫内から同県本巣市 l m 番地から北東方約 2.1 km 先付近路上まで運搬した上、同所において、同死体を同車から降ろして同所付近の山林斜面に投棄し、

もってそれぞれ死体を遺棄した。

（補足説明）

被告人と交際・同棲していたＡが、①令和 6 年 12 月 14 日から 15 日にかけて、Ｂを死亡させた上、判示第１のとおりその死体を運搬・投棄したこと（正犯として関与したという意味）、②令和 7 年 8 月 6 日から 7 日にかけて、Ｄをその嘱託を受けて殺害した上、判示第２のとおりその死体を運搬・投棄したこと（前同様の意味）

は、関係証拠上明らかで争いもない。弁護人は、被告人はいずれも実行行為はもとより何らの寄与もしておらず、第１事件については死体の存在すら認識していなかったなどとして、両事件において共同正犯の成立を争い、無罪を主張する。

第１　第１事件について

１　関係証拠によると、次の事実が認められる。

⑴　被告人は、令和６年10月上旬頃からＡと交際し、翌11月頃からは愛知県稲沢市内の当時のＡ方で同棲するようになった。被告人は無職無収入で資力がなかったため、２人の家計は「何でも屋」を営むＡの金銭で賄われていたが、Ａにも安定した収入がなく資産もなかったため、余裕はなかった（同年12月14日時点でＡと被告人の預貯金残高は合計2000円程度にすぎず、Ａには家賃や水道光熱費の滞納を含め合計約300万円の負債もあった。第１事件の直前の時期にも、Ａと被告人は、それぞれインターネットで繰り返し消費者金融やカードローンに関する閲覧・検索をしていた。）。（甲41～43、65～68、71）

⑵　Ａは、同年12月14日、知人のＢとやりとりした上（甲36）、午後８時20分頃、被告人を乗せた車（アルファード）を運転して岐阜県可児市内のコンビニ（Ｅ店）に赴き、同車にＢを乗せて移動を開始した（甲52）。その後、同車は、①午後８時38分頃から９時９分頃までの間、愛知県犬山市内の営業時間終了後のホームセンター（同市ｎ町ｏ丁目のＦ店）駐車場に（甲55～58）、②午後10時21分頃から32分頃までの間、一宮市内のコンビニ（Ｇ店）に（甲69）、③午後10時55分頃から11時頃までの間、稲沢市内の当時のＡ方に（甲61）、④午後11時24分頃から翌15日午前０時24分頃までの間、岐阜市内の飲食店（Ｈ店）に（甲59）、それぞれ滞留し、⑤午前０時43分頃、判示第１のスーパー（Ｃ店）駐車場に到着した（甲62、50）。その間、Ａは、同車内でＢを死亡させ（Ｂの携帯電話からの最後の発信は14日午後８時32分、最後の位置情報は同日午後８時56分犬山市ｎ町ｏ丁目である。甲31、60等）、その30万円以上の所持金をその前後に領得し、②のコンビニでＡと被告人の携帯電話料金等合計７万0559円を、④の飲食店で代金

8579円を支払った（甲10～14、53、59、69、73等）。

これらの間、被告人は基本的に同車でＡと行動を共にしていた（Ｂが死亡した時もそうであったかは措く。甲59、61、63、73）。

⑶　Ａと被告人は、同月15日午前0時48分頃から1時25分頃までの間、⑤のスーパー店舗内に入って概ね一緒に行動し、Ａがショベル、ライト、ペティナイフ、枝切りばさみ、グローブ等のほか、サイズの異なるフリースジャケット、スリッポン及び手袋各2点を購入し（プリペイドカードに1万2000円を入金し、セルフレジでこれらの代金1万2433円を支払った。その際、被告人も概ねその場にいた。）、これらを載せたカートを押して2人揃って店外に出た（甲63、64、69、74）。

⑷　Ａと被告人は、同日午前1時31分頃、Ｂの死体を後部座席に乗せた同車で⑤のスーパー駐車場を出発し、約2時間14分にわたり約92 kmの距離を走行して、午前3時45分頃、判示第1の投棄場所付近路上に同車を止め、午前4時17分頃までの間、少なくともＡがＢの死体を同車から降ろして投棄した（甲50、74、134等）。

２　Ａは、この間の自身と被告人の行動等について、次のように供述している（甲70、72～74）。以前交際し、中古車探しを頼まれていたＢからその前渡金を受け取るなどの用事があったため、被告人を連れて会いに行き、Ｂと合流して車に乗せた。別れ話に怒って暴れ出したＢを落ち着かせるため、①のホームセンター駐車場に車を止め、被告人を降車させた上、助手席のＢに覆いかぶさるような体勢をとったところ、その身体を圧迫したわけでもないのにＢは死んでしまった。事実を隠蔽することとし、Ｂの死体を後部座席上に横たえてその身体全体をブランケットで覆い、その財布にあった所持金は自分の財布に入れた。車外に出て被告人を呼び寄せ、「何も聞かないで。」と言ってＢが死んだことは伝えなかった。助手席に被告人を乗せ、自宅に一旦戻って猫に餌をやり、④の飲食店で夕食をとり、⑤のスーパーに行って山の方で死体を捨てるのに必要となりそうなものを買った。そして、自分の運転で投棄場所付近路上まで行き、被告人には車内で待つ

ように言って、自分１人で運転席側後部座席のドアから死体を降ろして崖近くまで運び、裸にして崖から落としたが、このことは被告人には一切話さなかった。

この供述は、①のホームセンター駐車場でＢが死んだことを含め、１の各事実に整合する範囲では相応の信用性があるように思われる。しかし、Ｂの死亡の経緯は不自然であるし、被告人の事件への関与についても、被告人は、Ａと同棲関係にあってこの時も行動を共にしていたのに、Ｂの死亡の場面だけはその場にいなかった上、そのような重大な事実をその後もＡから伝えられなかったとか、死体を捨てるのに必要な物を（一部は 2 人分）Ａと一緒に買ったのに、投棄には関与しなかったなど、かなり不自然な内容である。そもそもＡは、Ｂと会うのに被告人を連れて行き、Ｂが死んだ後も自宅に立ち寄ったのに被告人を帰さず、行動を共にし続けたのであるし、その間、Ｂから得た金で携帯電話料金や飲食代金等の支払もしていること（１⑵～⑷）等にも照らすと、事件を被告人に隠そうとか、被告人を関与させまいとしていたとは考えられないから、被告人の関与を否定する上記内容は不合理でもある。Ａには同棲していた被告人をかばうため虚偽の供述をする強い動機があること（Ａ自身、被告人が大好きで絶対に守ってあげたいなどと述べている。甲 71）にも照らすと、Ａの供述のうち被告人の関与を否定する部分をそのまま前提とすることはできない。

３　以上に基づいて検討する。

⑴　死体の認識の有無

Ａは、①のホームセンター駐車場に止めた車内でＢを死亡させたと認められるところ（１⑵）、その際、被告人も同車内にいたのであれば、それを認識したのは明らかである。

他方、Ａのいうように被告人が車外に出ていて、戻った時には死体が後部座席上に横たえられ、ブランケットで覆われていたとしても、営業時間終了後の店舗の駐車場でつい先程までいたはずのＢが姿を消し、代わりに後部座席上にその身体の大きさの物体が横たえられている状況に接しさえすれば、それがＢの身体で

あると察するのは容易であるし、それが動かないのであれば、Ｂが死んでいるかもしれないと考えるのも必然である。たとえその時点で後部座席上を見なかったとしても、被告人はその後も同車でコンビニや飲食店等にも立ち寄りつつ、Ａと行動を共にし続けていたのであるから（１⑵）、その間にＢの死体に気付かなかったなどとは考えられない。⑤のスーパー駐車場に到着した頃までに、被告人がＢの死体があるのを認識していたのは明らかである。

⑵　共同正犯の成否

ア　Ｂが死亡したことにどう対処し、その死体をどうするかは、自らそのような事態を招いたＡにとって重大な問題であったのはいうまでもないが、Ａと同棲中で経済的にも依存していた（１⑴）被告人にとっても、それが 2 人の共同生活に関わる死活問題であったことは明らかである。

被告人とＡは、上記のとおりＢの死後も行動を共にしていたところ（１⑵⑶）、Ａは被告人に事件を隠そうなどともしていなかったのであるから（２）、その間、2 人の共同生活に関わる死活問題について、その間で何らかの話合いがされなかったとは考え難い。そのような話合いがされたのであれば、その後の 2 人の行動にも照らすと、そこで死体遺棄の意思を通じ合ったのは明らかである。

他方、そのような話合いがなかったと仮定してみても、Ｂが死亡した事実をＡが隠蔽しようとしているのは明らかであったし、そのようなＡが⑤のスーパーで死体を捨てるのに必要な物を（一部は 2 人分）買った（１⑶）のを見れば、Ａが被告人と共に死体を人目に付かない場所に運んで捨てようとしているのも分からぬはずはない。被告人は、そのような意図を知りながらＡに同行したのであるから、投棄場所に向かって車で⑤のスーパー駐車場を出発した時点までに、やはりＡと死体遺棄の意思を通じ合っていたものと認められる。

イ　被告人とＡは、このように死体遺棄の意思を通じ合って、約 2 時間 14 分をかけて⑤のスーパー駐車場から投棄場所付近路上まで約 92 km にわたり、Ｂの死体を車で運搬し、山林斜面に投棄して遺棄した（１⑷）。運転や投棄はＡのみが

行い、被告人は助手席に乗っていただけというＡの供述を前提としても、被告人は、Ａの行動を支持して長時間・長距離にわたり同行することで、移動中はＡと共に死体を管理するとともに、必要に応じて運転や投棄等を手伝うこともできる状態を保ってＡを支えたというべきであり、死体遺棄の犯行に相応に重要な寄与をしたものといえる。

犯行の原因となる死体をもたらしたのはＡであるが、その対処が被告人にとっても死活問題であったのは上記のとおりであるから、自己の犯罪として行う意思にも欠けるところはない。

ウ　以上によると、被告人は、第１事件について、Ａと意思を通じ合い、自己の犯罪として一緒にやったと評価するに足りる寄与をしたものと認められ、死体遺棄の共同正犯が成立する。

第２　第２事件について

１　関係証拠によると、被告人はＡと共謀して第１事件の犯行に及んだと認められるほか、さらに次の事実が認められる。

⑴　被告人は、第１事件の犯行後もＡとの交際・同棲を続け、令和７年２月頃からは判示第２の岐阜市内のＡ及び被告人方で生活していたが、依然として生活に余裕はなかった。（甲65～67、71、92、133）

⑵　Ａは、かねて知人のＤとの間で「もう死にたい」、「殺してくれる？」と言われて「お金くれるなら殺してあげる」と返すなどのやりとりをしていたところ（甲83）、令和７年８月６日も「どうにか死なせてもらいたい」などと言うＤとやりとりし（甲84、128）、午前６時21分頃、被告人と共に車（トヨタ86）に乗って自宅を出発し、Ｄの待つ岐阜県羽島郡ｐ町内のスーパー（Ｉ店）駐車場に向かった。Ａは、その付近で１人で降車してＤと合流し、午前７時２分頃、Ｄの車（日産モコ）をＡが運転して同所を出発し（甲99）、その後、近くのコンビニ（Ｊ店）（甲100～104）、リサイクルショップ（Ｋ店）駐車場（甲105）、自宅近くの待避所に立ち寄って、午前８時51分頃、自宅に戻って同車を車庫（シャッター等のない常時

開放状態のもの）内に止めた。被告人はＡの降車後、上記リサイクルショップ駐車場でしばらく待機し（甲105）、午前8時24分頃、帰宅した。午前9時8分頃から47分頃までの間、Ａと被告人はいずれも自宅建物を出て概ね車庫付近におり、その後は車（86）で出発する午前11時45分頃まで概ね自宅建物内にいたところ、Ｄとの合流後それまでの間にＡはＤを殺害し、Ｄが上記コンビニのATMで下ろした現金66万円余等を受け取った。（甲92、94、97、115、123、128～131）

⑶　Ａと被告人は、同日午前11時45分頃、車（86）で自宅を出発し、午後6時50分頃、判示第２の投棄場所付近まで赴き、午後9時21分頃、自宅に戻った。その間、Ａは被告人と共に入ったコンビニや飲食店で、振込や電気代、代金等の支払として合計7万円弱を費消した。（甲97、116、117、122、131）

⑷　Ａと被告人は、翌7日午前0時30分頃、Ｄの死体を乗せた車（モコ）で自宅を出発し、約1時間37分にわたり約69 kmの距離を走行して、午前2時7分頃、判示第２の投棄場所付近路上に同車を止めた。少なくともＡは、手袋や長靴2足を用意しており、午前2時27分頃までの間、その死体を同車から降ろして投棄した。（甲95、97、98、108、131、132、135等）

２　Ａは、この間の自身と被告人の行動等について、次のように供述している（甲124、125、127～132）。以前交際していたＤから死なせてほしいと頼まれて会うこととし、被告人には仕事で人と会うとだけ伝えて待合せ場所近くまで連れて行った。Ｄと合流してその車（モコ）で移動し、現金等をもらい、用意していた睡眠薬を飲ませ、待機していた被告人を帰宅させた後、翻意するよう説得しても応じないＤから迫られて、待避所に止めた車内で首を絞めて殺し、帰宅して同車を車庫に入れ、車内を掃除した。なお、待避所か車庫で助手席の背もたれを倒しており、その上にあるＤの死体は大きな布で覆っていた。その後、気分転換と死体をどうするか考えるため、死体を投棄した峠まで車（86）でドライブに行った。夜、死体を捨てる際に使うための手袋、懐中電灯及び長靴各2点と包丁1本を用意して、死体が助手席に乗ったままの車（モコ）を運転して投棄場所まで行き、

助手席のドアから死体を降ろして崖近くまで運び、裸にし傷を付けて崖から落とした。被告人はこの件にも関わっていない。

この供述も、１の各事実に整合する範囲で相応の信用性があり、殺害場所が待避所である点等もその可能性を排斥することはできないと思われる。しかし、Ａは、上記のとおり被告人をかばって虚偽供述をする動機がある上、既に被告人と共に第１事件を行っていたのであるし、第２事件の際も、Ｄに会いに行くのに被告人を連れて行き、Ｄの死体を自宅まで運び、死体の投棄前にも実際の投棄の際にも投棄場所まで被告人と一緒に行くなどしていて、事件を被告人に隠そうとか、被告人を関与させまいとしていたとは考えられないから、やはり被告人の関与を否定する部分をそのまま前提とすることはできない。

３　以上に基づいて検討する。

⑴　Ａがその供述するように自宅外の待避所でＤを殺害し、その死体を背もたれを倒した助手席上に布で覆って置いていたとしても、被告人は、Ａが帰宅してＤの車（モコ）を開放状態の車庫内に止めた後、午前 9 時台に 30 分以上にわたり自宅建物を出て概ね車庫付近にいたのであるから（１⑵）、そこに見知らぬ車があるのは分かったはずであるし、その助手席上に人間の身体の大きさの物体が横たわっているのにも容易に気付くことができ、それが死体である可能性に思い至るのも困難ではなかったはずである。そのような状況の下、付近にＡもいたのであるから（１⑵）、その車について（あるいは物体についても）被告人からＡに尋ねるなどするのが当然の成り行きである。2 人にとって死体の処理が死活問題で、Ａが被告人に事件を隠そうなどともしていなかったのは第１事件と同様であるから、第１事件の経験も踏まえれば、その段階で 2 人の間でこの死体を遺棄するという意思疎通がされなかったなどとは一層考え難い。

その段階ではまだそのような意思疎通や死体の認識がなく、さらにその後もＡと共に車（モコ）で投棄場所に向かって自宅を出発する時点（１⑷）までこれらがなかったと一応仮定してみても、被告人は、その時点では死体の存在を認識し

ていたのは明らかであるから（この点は弁護人も争っていない。）、第１事件同様、被告人と共に死体を運んで捨てようとしているＡの意図が分からぬはずはない。それを知りながらＡに同行したのであるから、その時点でＡと死体遺棄の意思を通じ合ったものと認められる。

⑵　被告人とＡは、このように死体遺棄の意思を通じ合って、約 1 時間 37 分をかけて約 69 km にわたりＤの死体を車で運搬し、山林斜面に投棄して遺棄した（1⑷）。運転や投棄はＡのみが行い、被告人は車に乗っていただけだとしても、被告人は、第１事件同様、Ａの行動を支持して長時間・長距離にわたり同行することで、移動中はＡと共に死体を管理するとともに、必要に応じて運転や投棄等を手伝うこともできる状態を保ってＡを支えたというべきであり、死体遺棄の犯行に相応に重要な寄与をしたものといえる。

犯行の原因となる死体をもたらしたのはＡであるが、その対処が被告人にとっても死活問題であったのは第１事件と同様であるから、自己の犯罪として行う意思にも欠けるところはない。

弁護人は、被告人は、出発直前にＡから突然打ち明けられて死体の存在を知り、激しい困惑と恐怖の中で拒絶できずに車に乗せられたにすぎないなどと主張するが、これらの点は証拠上の根拠を欠いているし、証拠上うかがわれるＡとの関係性等（甲 43、71、133 等）に照らし、この主張に理由があるとは考えられない。

⑶　以上によると、被告人は、第２事件についても、Ａと意思を通じ合い、自己の犯罪として一緒にやったと評価するに足りる寄与をしたものと認められ、死体遺棄の共同正犯が成立する。

（量刑の事情）

本件は、判示のとおりの死体遺棄 2 件の事案である。Ａと被告人は、Ａが女性 2 人を死亡させた事実を隠蔽するため、それぞれ死体を車で遠隔地まで運搬し、裸にして山林に投棄した。判示第１の女性の死体は白骨化して発見され、その一部しか遺族の元に帰っていないし、判示第２の女性の死体は腹部を切り裂いて投棄してお

り、無残な姿で発見されている。それぞれ死者の尊厳や死者に対する敬虔感情を著しく害する悪質な犯行で、遺族・関係者らの処罰感情は厳しい。各犯行を主導したのがいずれもＡであることには留意が必要であるが、被告人は、交際・同棲していたＡとの共同生活を守るなどのため各犯行に加担したものとうかがわれ、そのような動機に酌むような点はないし、従属的とはいえ各犯行にそれぞれ相応に重要な寄与をしたことも既に説示したとおりである。このような関与を1度ならず2度までも重ねたことは、相応に厳しく評価せざるを得ない。

以上によると、被告人の刑事責任は軽視できず、前科がないこと、精神障害があること等を併せ考慮しても、主文程度の実刑は免れないものと判断する。

（求　刑　懲役3年）

令和8年10月1日

岐阜地方裁判所刑事部

裁判官　　平　　手　　一　　男